

新型コロナウイルス感染症の流行

に伴い、次の要件を満たす方は、

保険料が減免となります。

【保険料の減免の対象となる方】

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方

⇒ 保険料を全額免除

- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方で、次の要件のすべてに該当する方

⇒ 保険料の一部を減額

【保険料が一部減額される具体的な要件】

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入等(事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入)が、令和3年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 令和3年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下であること

ご自身が減免の対象になるかについては、お住いの市町村にお問合せください。

減免対象の保険料額(A×B／C)

- A: 75歳以上の方の令和4年度保険料額
B: 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる令和3年の所得の合計額
C: 世帯の令和3年の所得の合計額(※)
(※) 世帯の主たる生計維持者及び世帯の被保険者の合計額

所得の合計額に応じた減免割合(D)

- 主たる生計維持者の令和3年における所得の合計額について、
300万円以下の場合: 全部(10分の10)
400万円以下の場合: 10分の8
550万円以下の場合: 10分の6
750万円以下の場合: 10分の4
1,000万円以下の場合: 10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、主たる生計維持者の令和3年の所得の合計額にかかわらず、対象保険料の全部を免除。

所得とは？

収入の額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除等を差し引いた額のことをいいます。

保険料の減免額は、減免対象の保険料額(A×B／C)に、令和3年の所得の合計額に応じた減免割合(D)をかけた金額です。

減免額の計算例(75歳以上の夫婦世帯)

【令和3年の所得】※保険料額は全国平均を基にした一例

夫	給与所得	100万円	(給与収入 170万円に相当)
	年金所得	70万円	(年金収入 180万円に相当)
	→ 令和4年度保険料額	17万円	
妻	給与所得	なし	
	年金所得	10万円	(年金収入 120万円に相当)
	→ 令和4年度保険料額	5万円	

所得の合計額(C)
= 180万円

夫の給与収入が10分の3以上減少する見込みがある場合、

【保険料の減免額】

(A)	(B)	(C)	(D)	保険料の減免額
夫の保険料について、				
17万円	×	(100万円/180万円)	×	10分の10
				= 約9万円
妻の保険料について、				
5万円	×	(100万円/180万円)	×	10分の10
				= 約3万円

(合計)
= 約12万円

※令和3年の所得の合計額が300万円以下の世帯なので、全部(10分の10)が免除